

(家計調査)

審 査 メ モ

1 家計調査（基幹統計調査）の変更

家計調査（以下「本調査」という。）について、平成 30 年 1 月から社会経済情勢の変化等に対応するとともに、報告者の記入負担軽減及び正確な記入の一層の確保・向上を図る観点から、調査票、調査方法、調査対象世帯の抽出区分及び集計事項について、以下の変更が計画されている。

(1) 調査票（家計簿）に関する変更

ア 家計簿の様式変更

家計簿について、下記のとおり変更する。（別添 1 参照）

- ① 「口座自動振替による支払」
 - ◆クレジット払いの有無欄を追加
 - ◆プレプリント項目の追加・細分化 等
- ② 「口座への入金（給与・年金等）」
 - ◆新設（世帯主、世帯主の配偶者及び他の世帯員それぞれについて）
- ③ 「現金収入又は現金支出」及び「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」
 - ◆「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」を「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」に項目の名称変更
 - ◆「(1) 品名及び購入方法」欄の名称を「(1) 品名、用途及び購入方法」に変更
 - ◆「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」欄を追加
 - ◆「もらい物」「自家産」欄を削除 等
 - ◆1 頁にこれら二つの項目を設けていた形式から、それぞれで 1 頁とする記入欄の拡充
- ④ 抽出区分の変更に伴う調査員記入欄の変更

(審査状況)

本調査では、従前から家計簿形式の調査票により、世帯における日々の支出及び収入について詳細な記入を求めている。しかし、家計簿の様式については、平成 13 年に「口座自動振替による支払」のプレプリント項目の変更及び記入欄の拡充を行ったに留まり、それ以降、改正が行われていないため、近年の決済手段の多様化に伴い、調査世帯の記入負担が増加し、誤記入が生じることも懸念されている。このため、総務省は、口座自動振替による支払や口座への入金において、記入頻度が高い項目をあらかじめ調査票に記入するほか、現金以外の決済による支出について記述式から選択方式に変更する等により、記入負担の軽減、正確な報告の確保に努めようとしている。

これらについては、社会経済情勢の変化に対応するとともに、調査世帯の記入負担軽減及び正確な記入の一層の確保・向上を図るものであり、おおむね適切と考えるが、記入方法の具体的な変更及びその影響について確認するとともに、今後の更なる改善についても検討が

必要である。

(論点)

- a 家計簿の変更に当たって、試験調査ではどのような結果が得られているのか。
- b それぞれの変更内容について、従前の記入方法における支障は何か。今回の変更により、その支障は解消できるのか。
- c 口座自動振替による支払や口座への入金において、あらかじめ印刷（プレプリント）する項目は十分か。
- d 今回の家計簿の変更に伴い、集計内容にどのような変更が生じるのか。
- e 今回予定されている変更以外に、今後、調査票の改善に向けた検討は行われているか。

イ 新旧家計簿の並行使用

- ① 平成30年1月から12月までの1年間において、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿を使用し、残りの半数には現行の家計簿を使用する。
- ② 平成31年1月から全調査対象世帯に変更後の家計簿を使用する。

(審査状況)

総務省は、前記アのとおり、家計簿の様式を大幅に変更することにより、調査結果にギャップが生じることを避けるため、平成30年1月から12月の1年間は、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿（以下「新家計簿」という。）を、残りの半数には現行の家計簿（以下「現行家計簿」という。）を使用し、平成31年1月から全調査対象世帯に新家計簿を使用することとしている。

これについては、調査内容そのものに変更はないものの、家計簿の様式変更により、回答状況に変化が生じ得ることは否定できないところであり、家計調査の調査結果が消費者物価指数におけるウェイトの算定に利活用されているなど重要な指標であることを鑑みれば、調査結果の接続を確実にする方法の一つとして有効なものと考えられる。

しかしながら、総務省が予定している方法が最適な手段であるのか等について確認する必要がある。

(論点)

- a 新家計簿の使用に当たって、集計結果にどのような影響が生じると想定しているのか。
- b 並行使用は、調査結果の接合性を図るために有効な手段となっているか。他の方法は検討したのか。
- c 現行家計簿を用いる世帯と新家計簿を用いる世帯の配り分け（選定）は、どのように行うのか。
- d 現行家計簿と新家計簿で把握したそれぞれのデータの集計方法は、どのように行うのか。公表までの期間に影響は生じないのか。

(2) 調査票（世帯票及び準調査世帯票）に関する変更

世帯票について、下記のとおり、調査事項を変更する。

（※印は、世帯票及び準調査世帯票共通の変更事項である。）（別添2参照）

ア 社会情勢の変化を踏まえた変更

- ① 就業者を「正規」とそれ以外に区分
- ② 学校等の種別に「保育園」を追加、「大学」を「大学・大学院」に変更
- ③ 住居の所有関係の区分の統合 ※
- ④ 住居の延面積の「(借間は除く)」を削除
- ⑤ 間貸分の畳数の削除
- ⑥ 建築時期（持ち家のみ）の年代区分の更新
- ⑦ 口座自動振込の有無の削除
- ⑧ 二人以上の世帯における家族で同居していない者の数の区分を統合
- ⑨ 単身世帯における世帯の形態の区分を統合

イ 記入内容の審査に用いていた事項の利活用の低下に伴う削除

- ⑩ 副業の勤め先又は事業の内容
- ⑪ 住居の構造
- ⑫ 家賃・地代
- ⑬ 無職世帯の主な収入源
- ⑭ 別居している子の有無（単身世帯で60歳以上の者）

ウ 抽出区分変更に伴う変更

- ⑮ 農林漁家世帯かそれ以外の世帯かを削除 ※
- ⑯ 世帯区分の変更 ※
- ⑰ 耕地面積の削除

(審査状況)

世帯票は、調査対象世帯の属性や世帯員の状況について把握し、家計簿の記入内容を審査する際や、クロス集計の際に使用するため、調査員が聞き取りにより作成している調査票である。

また、準調査世帯票は、報告者選定の妥当性を検証する調査票である。

総務省は、社会経済情勢の変化や審査における利活用の低下等を踏まえて、これら調査票の調査事項を変更することとしている。

これについては、効率的・効果的なデータの把握や調査員の聞き取りに答える調査世帯の回答負担の軽減に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、他に必要性の乏し

い調査事項や把握が必要と考えられる調査事項がないか等について、確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の変更される世帯票の調査事項は、具体的にどのような利活用がされているものか。変更による支障は生じないのか。
- b 今回予定されている変更以外に、削除や追加等が必要な調査事項はないか。

(3) オンライン調査の導入

変更後の全ての調査票について、オンライン回答を可能にする。

(審査状況)

本調査は、現在、次の調査方法により行われている。

- ① 家計簿、年間収入調査票、貯蓄等調査票
調査対象世帯が記入する自計方式。調査票の配布及び回収は調査員が行う。
- ② 世帯票、準調査世帯票
調査員が調査対象世帯から聞き取りにより作成する。

総務省は、この方法に加えてオンライン調査を導入し、家計簿、年間収入調査票及び貯蓄等調査票については各調査対象世帯が、世帯票及び準調査世帯票については調査員が、オンラインによる回答・報告も可能とし、回答方法は選択性とするとしている。

これについては、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）に掲げられたオンライン調査の推進に対応するものであることがら適当と考えるが、円滑な実施確保のための方策が講じられているか等について確認する必要がある。

(論点)

- a オンライン回答とは、具体的に、どのような方法で行うことが予定されているか。
- b オンライン回答ができる範囲やスケジュール等詳細はどのようなものか。
- c オンライン回答が可能になることの周知は、どのように行う予定か。
- d オンライン回答における情報セキュリティの検討及び対策が行われているか。

【参考】公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(4) 二人以上の世帯の抽出区分の変更

二人以上の世帯を抽出するに当たり、現在は「農林漁家世帯」とそれ以外に区分し、後者の世帯については、更に「勤労者世帯」及び「勤労者以外の世帯」に区分して行う2段階の抽出が行われている。

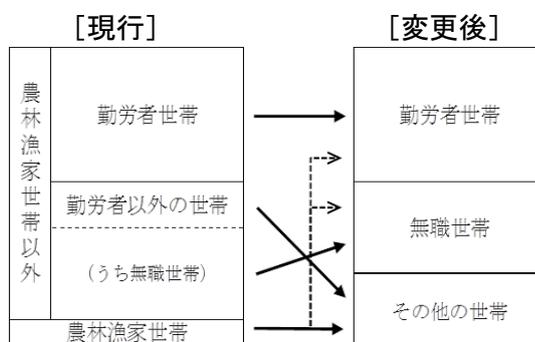
これについて、「農林漁家世帯」であるか否かを区分せず、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」の3区分による1段階による抽出に変更する。(下図参照)

(審査状況)

総務省は、農林漁家世帯はすう勢的に減少している一方、勤労者以外の世帯における無職世帯の割合が増加しており、無職世帯に関する結果の重要性が増していると考えられることから、二人以上の世帯において、無職世帯を安定的に把握するため、抽出区分の変更を行うこととしている。

これについては、母集団の構成を考慮した標本を得ることで、限られた標本数の範囲で、世帯の実態に即した集計がよりの確に行われるようにするための変更であることから、おおむね適当と考えるが、抽出区分変更による時系列比較への影響等について、確認する必要がある。

図 抽出区分の変更



(論点)

- 現在の抽出区分において、これまで「農林漁家世帯」を設けていた理由及びそれを廃止する理由は何か。
- これまで、「農林漁家世帯」に関する集計はどのように活用されているのか。変更に伴う支障はないのか。
- 図において、農林漁家世帯の矢印が、勤労者世帯や無職世帯にも伸びているのはなぜか。
- 変更後の抽出区分における「その他の世帯」には、具体的にはどのような世帯が該当するのか。
- 抽出区分の変更により、全調査対象世帯に占めるそれぞれの区分の比率は、どのように変化することが想定されているか。それは、我が国全体の状況に沿ったものか。

(5) 集計事項

集計事項について、以下の変更を計画している。

- ① 抽出区分の変更に伴い「無職世帯」に係る集計を追加
- ② 「現金実収入階級別」「二人以上の非農林漁家世帯」「個人営業世帯」「人口5万人以上の市」に係る集計を廃止
- ③ 「用途分類による1世帯当たり1か月間の収入と支出及び対前年(度・同期・同月)増減率」及び「用途分類項目の平均金額及び中央値」の集計表を追加、「用途分類による四半期・年度平均」の集計表の廃止
- ④ 「世帯主の年齢階級別1世帯当たりの品目別支出金額」の月平均に係る集計を追加
- ⑤ 「都市階級別」「家計費階級別」「理由別」の世帯分布の集計表を廃止

(審査状況)

「無職世帯」に係る集計の追加及び「二人以上の非農林漁家世帯」に係る集計の廃止については、抽出区分の変更に伴う所要の対応を行うものであり、適切と考える。

また、総務省は、集計を取りやめる事項の廃止理由について、それぞれの次の理由を挙げている。

- ① 「現金実収入階級別」・・・他の集計表により代替が可能であるため
- ② 「個人営業世帯」・・・該当世帯数が減少しているため
- ③ 「人口5万人以上の市」・・・利用者ニーズが低い
- ④ 「用途分類による四半期・年度平均」の集計表・・・追加する集計表により代替可能であるため
- ⑤ 「都市階級別」「家計費階級別」「理由別」の世帯分布・・・有意性に欠けるため

これらの変更については、おおむね適切と考えるものの、情報提供の充実の観点から、集計事項を追加する余地はないか確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の集計事項の変更の背景及び内容の詳細は、どのようなものか。
- b 今回、変更する内容以外に、利用者ニーズ(過去の特別集計や二次的利用の実績)からみて、集計事項を追加する余地はないか。

2 統計審議会諮問第 273 号の答申（平成 13 年 7 月 13 日付け統審議第 6 号）における「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計審議会（当時）の諮問第 273 号の答申時において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) 調査対象世帯の協力の確保

家計調査及び単身世帯収支調査については、両調査とも代替標本を選定しなければならない状況が多く発生しており、依然として調査協力を得るのが難しい状況にある。調査対象世帯の協力の確保方策については、今回の家計調査の改正において、報告者負担軽減の観点から、調査項目の簡素化などを行うこととしている。また、従来から、家計調査の重要性等を説明するパンフレットを配布するなどの対応をしているが、引き続き、調査対象世帯の一層の理解、協力を得る方策について検討する必要がある。

(2) 家計調査における調査方法の改善

ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握

世帯全体の収支を把握するため、各世帯員の収支の状況を記入するよう調査世帯に依頼をしているが、世帯内単身者の収支状況をよりの確に把握する方策について、引き続き、検討する必要がある。

イ レシート貼付方式の採用による調査負担の軽減

レシート貼付方式について、現在までの検討において、1)補記が必要な事例が多くみられること、2)印字が薄く判読が困難な場合があること等の問題が指摘されており、すぐに採用することは難しい状況にあるものの、報告者負担軽減の観点から、引き続き、検討する必要がある。

ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性

パソコン等を利用した調査については、これにより、必ずしも調査客体すべてが調査負担の軽減を感じるものではないが、パソコン等の情報機器は今後も普及すると考えられ、パソコン等を利用した調査により記入負担が軽減したとを感じる調査客体も増加していく可能性があることから、引き続き、その導入方法等について検討する必要がある。

(3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握

単身世帯の貯蓄・負債の保有状況の把握については、単身世帯の調査協力を得るのが難しく、新しい枠組みによる調査を円滑に実施する観点から、今回の家計調査の改正では、調査を行わないこととしたものである。しかし、単身世帯の貯蓄・負債の保有状況は、世帯全体の貯蓄・負債の保有状況を把握する上で非常に重要なものであり、将来的には、新たな調査方法の導入を含め、その把握を行うことについて検討する必要がある。

(審査状況)

これら課題への対応については、第 55 回基本計画部会（平成 26 年 12 月 8 日）において「未諮問基幹統計の確認について（家計統計）」として総務省から報告がなされ、それを踏まえた取組の方向性について、「平成 25 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」の中で整理がなされたところである。

更にその後、平成 27 年 11 月の経済財政諮問会議において、家計調査についての問題提起がなされたことを受けて、第 67 回基本計画部会（平成 28 年 2 月 16 日）において、前記方向性に係る取組状況のフォローアップがなされ、その結果は、「平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（以下「平成 26 年度審議結果報告書」という。）に取りまとめられたところである。

今回申請された変更計画は、これら一連の議論を踏まえて、現時点において対応可能な事項について作成されたものであり、ひいては、平成 13 年答申で示された課題の一部についても対応したものとなっている。このため、平成 13 年答申で示された課題のうち今回の変更計画に反映された事項の適否については、**前記 1** の各項目の審議において確認する。

また、平成 26 年度審議結果報告書で示された方向性のうち、今回の変更計画として表れてこない事項及び家計消費全般にわたる事項については、**後記 3** において確認する。

3 平成 26 年度審議結果報告書で示された「家計統計」に係る今後の取組の方向性に関する取組状況

(審議の趣旨)

平成 27 年度の統計法施行状況審議では、時代とともに変化する家計消費の状況を正確かつ効率的に把握するためには、家計調査の改善のみならず、新たなデータ把握や構築も必要であるとの認識の下、様々な視点から検討の方向性が摘示されたところであり、前記 1 で審議した事項に係る方向性に加え、以下に掲げる方向性が示されている。

このため、これらの方向性に関する現在の取組状況を確認することは、家計調査及び家計消費全般にわたる統計についての更なる改善の契機になると考えられる。

(1) 家計調査の改善に関する事項

ア 調査事項

- 数量調査の継続検討

イ 調査方法

- ① タブレット端末による回答の実現
- ② 高齢者に配慮した記入支援方法の検討

ウ 集計・情報提供

- ① 世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果の参考提供
- ② 他の世帯属性を用いた推定方法の研究
- ③ 他の関連統計との相違についての説明
- ④ タイムリーな情報提供

(2) 家計消費全般に係る事項

ア 家計消費状況調査及び家計消費指数の公表早期化

イ 家計統計の長期的な在り方検討（ビッグデータを含めた新指標の開発を含む。）

家計調査 家計簿 A (二人以上の世帯) 新旧対照表

表紙

変更案	変更前
<div data-bbox="327 1366 1420 2049">  <p>秘 基幹統計調査</p> <p>家計調査</p> <p>家計簿 A</p> <p>(二人以上の世帯用)</p> <p>総務省統計局</p> <p>政府統計</p> <p>平成 年 月 期分 〔1期 1日～15日〕 〔2期 16日～月末〕</p> <p>世帯区分 勤労 無職 勤労 以外</p> <p>記入開始 からの月数</p> <p>世帯人員</p> <p>就業人員</p> <p>収入人員</p> <p>収入人員 からの月数</p> <p>小月目</p> <p>世帯人員</p> <p>就業人員</p> <p>収入人員</p> </div>	<div data-bbox="327 291 1420 963">  <p>秘 基幹統計調査</p> <p>家計調査</p> <p>家計簿</p> <p>(二人以上の世帯用)</p> <p>総務省統計局</p> <p>政府統計</p> <p>平成 年 月 期分 〔1期 1日～15日〕 〔2期 16日～月末〕</p> <p>世帯区分 勤労 無職 勤労 以外</p> <p>世帯人員</p> <p>就業人員</p> <p>収入人員</p> <p>収入人員 からの月数</p> <p>小月目</p> <p>世帯人員</p> <p>就業人員</p> <p>収入人員</p> </div>

「I 口座自動振替による支払」欄

変更案

I 口座自動振替による支払

※「今月の支払分」については、この要計簿を記入した期間の支払分について記入してください。
 ※クレジットカード、預払い、月費による購入分の支払をしたときには、「クレジット 預払い 月費」欄に「O」を記入してください。
 ※「14 新聞代」及び「28～27 保険料」については、振替するものをご記入ください。

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 数	今月の支払分 金額 (円)
1 電気料金 (月分)	kWh	
2 うち 深夜電力 (月分)	kWh	
3 都市ガス料金 (月分)	m³	
4 プロパンガス料金 (月分)	m³	
5 水道料金 (月～ 月)	月分	
6 NHK放送受信料金 (月～ 月)	月分	
7 インターネット接続料 (月分)	月分	
8 固定電話料金 (月分)	月分	
9 携帯電話料金 (月分)	月分	
10 有料コンテンツ利用料 (月分)	月分	
11 うち 携帯電話事業者による代行徴収分 (月分)	月分	
12 うち 携帯代金分割支払分 (電話機代金等) (月分)	月分	
13 ケーブルテレビ等受償料 (月分)	月分	
14 新聞代 (月分)	月分	
15 住宅ローンの返済 (月分)	月分	
16 家賃 (月分)	月分	
17 共益費又は管理費 (月分)	月分	
18 月極駐車場料金 (月分)	月分	
19 学校給食費 (月分)	月分	
20 学校授業料 (月分)	月分	
21 PTA会費 (月分)	月分	
22 学 校 教 材 費 (月分)	月分	
23 保育所・幼稚園の保育料 (月分)	月分	
24 国民年金掛金 (月分)	月分	
25 保険料 (月分)	月分	
26 保険料 (月分)	月分	
27 保険料 (月分)	月分	
合 計		

変更前

I 口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 数	今月の支払分 金額 (円)
1 電気料金 (月分)	kWh	
2 深夜電力 (月分)	kWh	
3 都市ガス料金 (月分)	m³	
4 プロパンガス料金 (月分)	m³	
5 水道料金 (月～ 月)	月分	
6 NHK放送受信料金 (月～ 月)	月分	
7 ケーブルテレビ受償料 (月分)	月分	
8 インターネット接続料 (月分)	月分	
9 固定電話料金 (月分)	月分	
10 移動電話料金 (月分)	月分	
11 新聞代 (月分)	月分	
12 住宅ローンの返済 (月分)	月分	
13 家賃 (月分)	月分	
14 共益費又は管理費 (月分)	月分	
15 月極駐車場料金 (月分)	月分	
16 学校給食費 (月分)	月分	
17 学校授業料 (月分)	月分	
18 PTA会費・教材費 (月分)	月分	
19 国民年金掛金 (月分)	月分	
20 保険料 (月分)	月分	
21 保険料 (月分)	月分	
22 保険料 (月分)	月分	
23		
24		
25		
26		
合 計		

「II 口座への入金（給与・年金等）」欄

変更案

変更前

II 口座への入金（給与・年金等）〔世帯主〕

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給(月分)		所得	税
2	扶養(家族)手当		住民	税
3	住宅手当		健康	保険料
4	通勤手当(か月分)		介護	保険料
5	時間外手当		厚生	年金保険料
6	手当		雇用	保険料
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14			口座振込額	

世帯主用
(1ページ)

他の世帯員用
(2ページ)

世帯主の配偶者用
(1ページ)

II 口座への入金（給与・年金等）〔世帯主との続柄者〕

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給(月分)		所得	税
2	扶養(家族)手当		住民	税
3	住宅手当		健康	保険料
4	通勤手当(か月分)		介護	保険料
5	時間外手当		厚生	年金保険料
6	手当		雇用	保険料
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14			口座振込額	

II 口座への入金（給与・年金等）〔世帯主との続柄者〕

※あらかじめ印刷されている項目以外の「収入項目」、「控除又は納付項目」は、その名称と金額を該当する欄の空いている行に記入してください。

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給(月分)		所得	税
2	扶養(家族)手当		住民	税
3	住宅手当		健康	保険料
4	通勤手当(か月分)		介護	保険料
5	時間外手当		厚生	年金保険料
6	手当		雇用	保険料
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14			口座振込額	

年金・その他の取入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与(ボーナス)		所得	税
2			健康	保険料
3			介護	保険料
4			厚生	年金保険料
5			雇用	保険料
6			財形貯蓄(年金・住宅・一般)	
7				
8				
9			口座振込額	

年金・その他の取入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	年金		介護	保険料
2	年金		後期高齢者医療	保険料
3	年金		所得	税
4			健康	保険料
5			国民	健康保険料(税)
6				
7				
8				
9			口座振込額	

「Ⅲ 現金収入又は現金支出」欄、「Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄

変更案

日(曜日)

Ⅲ 現金収入又は現金支出

		前期からの繰越金 (手替り要否)	円
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 ※数量は10月1日からの 記入します	(4) 現金支出 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合計			
			本日の現金残高
			円

左ページ

変更前

日(曜日)

Ⅰ 現金収入又は現金支出

		前期からの繰越金 (手替り要否)	円
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	(4) 現金支出 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			
			本日の現金残高
			円

Ⅱ クレジットカード、換金、月賦による

購入又は引当り(現金換金を含む)、自家産、自分の店の商品

★ 掛払いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
★ 現物とは、よそからもらい物したり、勤め先から定期給金を支給されたりした場合は、また、自家産のものや家計に
取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした掛金をいいます。
★ それらの品物を入手した際に必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んで記入してください	(2) 数量					(3) 金額 もがい物換金も含む 自家産、自分の店の商品 は見除く 単位
	1	2	3	4	5	
一括払い購入						
分割払い購入						
現金換金						
自家産						
自分の店の商品						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考

家計調査 世帯票 基幹統計調査 総務省統計局

(現行)

削除 変更

市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号 抽出区分 住所 世帯主氏名

Table with columns for household members (1-6), occupation (4), business type (5-7), and school enrollment (13-15). Includes handwritten annotations like '16' and '10'.

Additional data sections including (17) housing structure, (18) housing relationships, (19) area, (20) room count, (21) construction period, (22) family assets, (23) housing type, (24) income source, and (26) family composition.

Additional data sections including (27) household type, (28) main meals, (29) family composition, and (30) temporary replacement.

家計調査 世帯票 基幹統計調査 総務省統計局

(変更案)

16 2 3 勤・無以外

Header information for the 'Change Case' form, including address and household details.

Main data table for the 'Change Case' form, similar to the 'Current' form but with different column headers and handwritten annotations.

Additional data sections for the 'Change Case' form, including housing details and family composition.

Footer section for the 'Change Case' form, including replacement date and reason.

(現行)



基幹統計調査

家計調査



準調査世帯票

総務省統計局	
指等員印	
調査員印	

【記入のしかた】
 ○下の記入例のように記入してください。
 ○記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。数字の記入例

✓の記入例

0128456789

はぬない

市町村番号	単位区分	一連世帯番号	記入開始月	世帯の別
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
(1) 農林・非農林の別		(2) 世帯区分		(3) 交替の種類
1	2	3	1	2
農林漁家 世帯以外	勤労者 世帯以外	職 無 勤 労 者 以 外 の 世 帯	定 交 替 時 期 に 最 初 に 出 た 世 帯	交 替 時 期 に 最 初 に 出 た 世 帯 の 他 の 世 帯

世帯主の氏名	(5) 世帯主の満年齢	(6) 世帯人員	(7) 就業人員
●●●●●●	●●	●●●●●●	●●●●●●
(8) 世帯主の 仕事の内容	符号欄	(9) 性別(単身のみ)	
●●●●●●	●●●●●●	●●	●●

(10) 所有関係	1	2	3	4	5	6	7
持ち家	民営の 賃貸住宅 (設備専用)	民営の 賃貸住宅 (設備共用)	公営の 賃貸住宅	公営の 賃貸住宅 (住宅公団等)	都市再生機 構・公社等 の賃貸住宅	給与住宅 (住宅公団等)	借間
(家計費について) ※(11)については二人以上の世帯のみ記入							
(11) 1か月の家計費総額	税金 貯蓄 借入金返済 などを含まない生活費		約		百十 万円		

備考

(不採用の理由について)

符号欄

●●

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

(変更案)



基幹統計調査

家計調査

準調査世帯票

総務省統計局	
指等員印	
調査員印	

【記入のしかた】
 ○下の記入例のように記入してください。
 ○記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。数字の記入例

✓の記入例

0128456789

はぬない

市町村番号	単位区分	一連世帯番号	記入開始月	世帯の別
●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
(1) 世帯区分		(2) 交替の種類		(3) 抽出区分
1	2	3	1	2
勤労者 世帯	無 職 勤 労 者 以 外 の 世 帯	職 無 勤 労 者 以 外 の 世 帯	定 交 替 時 期 に 最 初 に 出 た 世 帯	交 替 時 期 に 最 初 に 出 た 世 帯 の 他 の 世 帯

世帯主の氏名	(4) 世帯主の満年齢	(5) 世帯人員	(6) 就業人員
●●●●●●	●●	●●●●●●	●●●●●●
(7) 世帯主の 仕事の内容	符号欄	(8) 性別(単身のみ)	
●●●●●●	●●●●●●	●●	●●

(9) 所有関係	1	2	3	4	5
持ち家	民営の 賃貸住宅 (借間を含む)	民営の 賃貸住宅	公営の 賃貸住宅	公営の 賃貸住宅 (住宅公団等)	給与住宅 (住宅公団等)
(家計費について) ※(10)については二人以上の世帯のみ記入					
(10) 1か月の家計費総額	税金 貯蓄 借入金返済 などを含まない生活費		約		百十 万円

備考

(不採用の理由について)

符号欄

●●

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください